

令和7年度独立行政法人情報処理推進機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人情報処理推進機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和7年度の調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 令和6年度の契約状況は、表1のとおりであり、契約件数は269件、契約金額は78.9億円である。このうち、競争性のある契約は223件（構成比82.9%）、48.8億円（同61.9%）、競争性のない随意契約は46件（同17.1%）、30.1億円（同38.1%）である。

令和5年度と比較して、合計の契約件数では4件の増加（前年比+1.5%）、契約金額では3.0億円の減少（前年比△3.6%）と、いずれも小幅な増減にとどまっている。契約金額については競争性のある契約が1.7億円の減少（前年比△3.4%）、競争性のない随意契約も1.2億円の減少（前年比△3.9%）といずれも小幅な減少となった。一方で、契約件数については、競争性のある契約が21件増加（前年比+10.4%）しているのに対し、競争性のない随意契約は17件の減少（前年比△27.0%）となった。

競争性のない随意契約の件数・金額が減少した主な要因は、令和5年度において複数年となる案件（7件・6.9億円）が含まれていること等によるものである。

表1 令和6年度の情報処理推進機構の調達全体像（単位：件、億円）

	令和5年度		令和6年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(49.4%) 131	(56.5%) 46.3	(51.3%) 138	(52.4%) 41.4	(1.9%) 7 [5.3%]	(△4.1%) △5.0 [△10.7%]
企画競争・公募	(26.8%) 71	(5.2%) 4.3	(31.6%) 85	(9.5%) 7.5	(4.8%) 14 [19.7%]	(4.3%) 3.2 [75.4%]
競争性のある契約（小計）	(76.2%) 202	(61.8%) 50.6	(82.9%) 223	(61.9%) 48.8	(6.7%) 21 [10.4%]	(0.1%) △1.7 [△3.4%]
競争性のない随意契約	(23.8%) 63	(38.2%) 31.3	(17.1%) 46	(38.1%) 30.1	(△6.7%) △17 [△27.0%]	(△0.1%) △1.2 [△3.9%]
合 計	(100%) 265	(100%) 81.9	(100%) 269	(100%) 78.9	4 [1.5%]	△3.0 [△3.6%]

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の〔 〕書きは、令和6年度の対5年度伸率である。

- (2) 令和6年度の競争性のある契約のうち一者応札・応募の状況は、表2のとおりであり、契約件数は72件（構成比32.3%）、契約金額は25.0億円（同51.3%）である。このうち、競争入札等にお

ける一者応札の状況は、表3のとおりであり、契約件数は55件（同39.9%）、契約金額は23.7億円（同57.3%）である。

令和5年度と比較して、一者応札・応募による契約件数は10件増加（前年比+16.1%）、契約金額は0.7億円増加（前年比+2.7%）と、いずれも増加した。このうち、競争入札等における一者応札による契約件数は6件増加（前年比+1.2%）となった。一方で、契約金額は0.1億円減少（前年比△0.3%）と小幅な減少となった。

競争性のある契約の件数・金額が増加した主な要因は、表3のとおり、競争入札等に付した案件が138件と7件増加したこと、及び調達の相手方が一者に限定されると考えられる案件について、その事実を確認するために公募とした案件が17件と4件増加、契約金額が1.4億円と0.7億円増加したこと等によるものである。

表2 令和6年度の情報処理推進機構の応札・応募状況（単位：件、億円）

		令和5年度	令和6年度	比較増△減
二者以上	件数	140 (69.3%)	151 (67.7%)	11 (△1.6%) 〔7.9%〕
	金額	26.2 (51.8%)	23.8 (48.7%)	△2.4 (△3.1%) 〔△9.2%〕
一者	件数	62 (30.7%)	72 (32.3%)	10 (1.6%) 〔16.1%〕
	金額	24.4 (48.2%)	25.0 (51.3%)	0.7 (3.1%) 〔2.7%〕
合計	件数	202 (100%)	223 (100%)	21 [10.4%]
	金額	50.6 (100%)	48.8 (100%)	△1.7 [△3.4%]

（注1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2） 合計欄は、競争性のある契約（一般競争、企画競争、公募）を行った計数である。

（注3） 比較増△減の〔 〕書きは、令和6年度の対5年度伸率である。

表3 令和6年度の情報処理推進機構の応札・応募の契約形態別内訳（単位：件、億円）

応札 (応募)者		競争入札等		企画競争		公募		合計	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
二者以上	件数	82	83	58	61	—	7	140	151
	金額	22.6	17.7	3.6	5.3	—	0.8	26.2	23.8
一者	件数	49	55	—	—	13	17	62	72
	金額	23.8	23.7	—	—	0.6	1.4	24.4	25.0
合計	件数	131	138	58	61	13	24	202	223
	金額	46.3	41.4	3.6	5.3	0.6	2.1	50.6	48.8
一者の割合	件数	37.4%	39.9%	—	—	100.0%	70.8%	30.7%	32.3%
	金額	51.3%	57.3%	—	—	100.0%	63.8%	48.2%	51.3%

（注） 金額は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1.の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、引き続き競争性の確保に努め、一者応札の改善について重点的に取り組むこととする。

・ 一者応札の低減に向けた取組

競争入札等により調達する案件について、前年度に引き続き、①から④の取組を実施することにより、一者応札の発生を極力抑制し、一層の競争性の確保を目指す。

- ① 仕様書の明確化、発注単位等の見直し、入札公告期間の十分な確保
- ② 提出困難な資料の提出を求めているかなど、特定の者のみ応札可能な仕様書とならないよう一層留意
- ③ 機構の広報などのメール配信希望者に対して、入札公告の情報を配信
- ④ 入札説明会に参加したものの、応札しなかった業者等から、所定の様式により意見や見送理由などを聴取し、複数応札につながる改善方法を検討

なお、一者応札となった場合には、その原因等を把握し、次回以降の調達に活用

【一者応札の取組状況】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

（1） 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件（少額随意契約を除く。）については、事前に役員会等に付議し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急を要する場合等止むを得ないと認められる場合は、役員会等に事後報告を行うこととする。

【役員会等：付議率 100%】

（2） 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

従来から、調達に関する内部マニュアルを作成するとともに、調達担当職員を対象とした定期的な研修を行っているが、今後についてもこれらを継続する。

このうち、研修については、内部マニュアルの担当職員の定着状況に応じて研修計画の見直しを行う。

また、内部マニュアルの内容について、これまでの事例等を踏まえ、適切に改訂を行う。

さらに、不祥事及び不適切な事務処理等の発生を未然に防止するとともに、これらが生じた場合の原因分析・再発防止の検討結果と対応策については、内部監査部及び監事とも連携し、その意見も踏まえて適切に対応する。

【研修の実施回数：年2回以上】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

（1） 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事長を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	理事長
副総括責任者	理事（バックオフィス担当）、財務部長、総務企画部長
メンバー	人事部長
	デジタル改革推進部長
	国際・産業調査部長
	戦略コミュニケーション部長
	デジタルアーキテクチャ・デザインセンター長
	デジタルアーキテクチャ・デザインセンター アーキテクチャ戦略企画部長
	デジタル基盤センター長
	デジタル基盤センター 企画部長
	デジタル人材センター長
	デジタル人材センター 企画部長
	セキュリティセンター長
	セキュリティセンター 企画部長
	産業サイバーセキュリティセンター長
	産業サイバーセキュリティセンター 企画部長
	A I セーフティ・インスティテュート所長

（２） 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、理事長が定める基準（新規の随意契約、一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件及び過去からの一者応札案件の改善状況の事後点検を受け、審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、当機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。